

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（14））

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ-7-(2)）
達成すべき目標	医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律^{*2}（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としているところ、医療観察対象者の社会復帰の実現には、適切な時期に一般精神科医療等へ円滑に移行し、その下で、地域で自立が果たされることが重要である。</p> <p>一般精神科医療等への移行を図るためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。</p> <p>そのため、保護観察所の長においては、精神保健観察を適切に実施するとともに、ケア会議^{*3}を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めることが必要である。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値					
		基準年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ^{*4} （医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下、同じ。）を受けた者の数及び期間満了によ	—	—	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超

り精神保健観察を終了した者の数の割合						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、直ちに裁判所に対し処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できることから、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。</p> <p>なお、目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、令和4年度までの各年度において、前年度を超える値とした。</p>						
過去の実績			年度ごとの実績値			
			25年度	26年度	27年度	
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合			22.0	24.8	22.8	
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
22.7	26.2	26.5	集計中			
参考指標			年度ごとの実績値			
			25年度	26年度	27年度	
保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数（人）			44	70	72	
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
70	89	66	集計中			
参考指標			年度ごとの実績値			
			25年度	26年度	27年度	
期間満了により精神保健観察を終了した者の数（人）			124	134	129	
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
134	158	174	集計中			
参考指標			年度ごとの実績値			
			25年度	26年度	27年度	
精神保健観察事件年間取扱件数（件）			765	822	881	
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	

897	942	904	集計中		
参考指標			年度ごとの実績値		
			25年度	26年度	27年度
保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の1月当たりの平均ケア会議開催回数（回）			—	—	—
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
—	0.48	0.47	集計中		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	253百万円 (224百万円)	260百万円 (233百万円)	271百万円	275 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所の長が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適切かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度
	29年度	30年度	元年度	当初予算額
	253百万円 (224百万円)	260百万円 (233百万円)	271百万円	275百万円

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）

第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

2 （略）

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。